

山梨県公報

号外第四十一号

令和二年

九月三十日

水曜日

目次

公 告

- 基準地の標準価格……………一
- 基準地の標準価格……………一
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

公 告

● 基準地の標準価格

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項の規定により、令和二年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、山梨県リニア交通局地域創生・人口対策課において関係図書を縦覧に供する。

令和二年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

山梨県人事委員会
委員長 中 島 琢 雄

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の備考を次のように改める。

備考

- この表の試験種目欄中次に掲げる用語については、次の定義に従うものとする。
 - 「教養試験」とは、一般的な知識及び知能についての五肢選択式による筆記試験をいう。
 - 「専門試験」とは、専門的な知識、技術又はその他の能力についての五肢選択式、五肢選択式及び記述式又は記述式による筆記試験をいう。
 - 「自己アピール試験」とは、自らの経験等から得た能力・実績についての記述式による試験をいう。
 - 「実技試験」とは、武道(柔道又は剣道)の技術及び技能についての実技による試験をいう。
 - 「人物試験」とは、職員として必要な資質・適性又は人柄・性向等についての面接等による試験をいう。
 - 「論文試験」とは、文章による表現力、構成員力、課題に対する理解力等についての記述式による試験をいう。
 - 「作文試験」とは、文章による表現力、構成員力等についての記述式による試験をいう。
 - 「身体検査」とは、健康状態についての医学的検査をいう。
 - 「資格調査」とは、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否についての調査をいう。
 - 「体力試験」とは、職務遂行上必要な体力についての実地試験をいう。
- 行おうとする採用試験の試験職種について、天災地変その他やむを得ない事由により当該試験職種に係る試験種目の全ての実施が困難である場合には、試験種目欄に掲げる試験種目の一部を変更し、又は実施しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十四号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

山梨県人事委員会
委員長 中 島 琢 雄

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のよう

に改正する。

別表東京都の項中「八王子市 府中市」を「八王子市」に改める。

附則

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二十五号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月三十日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項中「第三十五条第一項」を「第三十四条第一項及び第三十五条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 社会福祉業務従事手当に係る業務に従事した場合であつて、当該業務の一部がこの条に規定する防疫等作業手当に係る作業にも該当することとなるときは、第三条の規定は適用せず、この条の規定による防疫等作業手当を支給する。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則附則第三条第六項の規定は令和二年二月一日から、同条第三項の規定は同年九月二十五日から適用する。